

愛媛県立新居浜商業高等学校の文化部活動に係る活動方針

本方針は、文化庁が平成30年12月に策定した「文化部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」及び「愛媛県の文化部活動の在り方に関する方針」（平成31年3月）に則り、生徒の健全な成長や教師の業務負担の軽減に資するために定めるものである。

1 基本方針

- (1) 文化部活動は、教育の一環として実施する教育活動であり、生徒にとって豊かな学校生活を経験する有意義な活動で、人間形成に極めて効果的な活動であることから、学校の教育目標に基づき、計画的に実施する。
- (2) 全教職員の共通理解の下、生徒のバランスのとれた生活と成長に配慮するとともに、文化部顧問の指導に係る業務の適正化が図れるよう、学校としての組織力を高めながら、学校全体の教育活動として適切な文化部活動の運営を図っていく。

2 適切な運営のための体制整備

- (1) 文化部顧問は、年間の活動計画並びに毎月の活動計画及び活動実績を作成し、校長に提出する。
- (2) 校長は、毎月の活動計画及び活動実績の確認等により、各文化部の活動内容を把握し、生徒が安全に芸術文化等の活動を行い、教師の負担が過度とならないよう、適宜、指導・是正を行う。

3 合理的でかつ効率的・効果的な活動の推進のための取組

- (1) 校長及び文化部顧問は、文化部活動の実施に当たっては、事故の未然防止のための施設・設備の点検、生徒の心身の健康管理及び体罰・ハラスメントの根絶を徹底する。
- (2) 熱中症事故防止の観点から、気象庁の高温注意情報や環境省の暑さ指数等の情報に十分留意し、気温・湿度などの環境条件に配慮する。その際、活動時間の変更や活動の中止等も視野に入れて柔軟に対応する。
- (3) 文化部顧問が不在の場合でも、無理のない安全な活動内容を提示するなど安全配慮義務を徹底し、自主的・自発的に活動できる生徒を育成する。

4 適切な休養日等の設定

成長期にある生徒が、教育課程内の活動、部活動、学校外の活動、食事、休養及び睡眠のバランスのとれた生活を送ることができるよう、効率的な運営を心掛ける。

- (1) 週当たり2日以上休養日を設けることを目標とする。なお、重要な大会前、大会参加、計画的な合宿等により目標とする休養日数を取ることができない場合は、定期考査及びその発表中、長期休業中を活用し代替の休養日を設けるなどにより、可能な限り年間で週当たり2日以上休養日を設けるよう努める。
- (2) 1日の実質的活動時間は、一年間の平均で、平日は2時間程度、学校の休業日（学期中の週末を含む）は3時間程度を目安とし、できるだけ短時間に、合理的でかつ効率的・効果的な活動を行うよう努める。ただし、重要な大会前や大会参加時など特別な場合は除く。

5 生徒のニーズを踏まえた環境の整備

- (1) 校長は、技能等の向上や大会等での好成績以外にも、友達と楽しめる、適度な頻度で行える等、生徒が参加しやすいような多様なレベルや生徒の多様なニーズに応じた活動を行うことができる文化部を設置するよう努める。
- (2) 校長は、各文化部が参加する大会等や要請により参加する地域の行事・催し等の全体像を把握し、生徒の教育上の意義及び生徒や部活動顧問の負担が過度にならないことを配慮して、参加する大会等を精査する。